

入学志願者心得

石川県立金沢桜丘高等学校

〒920-0818

石川県金沢市大樋町16番1号

電話 (076) 252-1225

FAX (076) 252-1643

1 募集定員 第1学年 普通科 360人

2 出願資格

次の(1)、(2)、(3)のいずれかを満たし、かつ、(4)に該当する者とする。ただし、出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は出願できない。

- (1) 平成30年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 中学校を卒業又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の規定に該当する者
- (4) 志願者及び保護者が県内に居住する者又は入学までに県内に居住することとなる者

3 出願手続

- (1) 入学志願者は、一人1校1学科に限り出願することができる。
- (2) 入学志願者は、所定の入学願書に入学検定手数料2,200円（石川県証紙を所定の欄に貼り、消印をしないこと。）を添え、原則として在学又は出身中学校長（以下「中学校長」という。）を経由して本校学校長に提出する。
なお、貼付する写真は、3箇月以内に撮影したものを使用し（縦4cm×横3cm）、裏面に志願者の氏名及び在学又は出身中学校名をボールペンで記入すること。
- (3) 中学校を卒業又は修了した者が出願する場合は、入学願書に出願資格確認書を添えること。
- (4) 中学校において、欠席日数が、いずれかの学年で年間30日以上の方は、志願者本人の希望により、自己申告書を提出することができる。なお、自己申告書は、所定の用紙に志願者本人が記載し厳封の上、中学校長に提出する。その際、封筒の表に中学校名と志願者氏名を記載する。

4 志願変更

- (1) 志願の変更
入学願書提出後に、志願先高等学校を変更しようとする者は、1回に限り、その志願を変更することができる。
- (2) 志願変更手続
志願変更希望者は、志願変更願を中学校長を経由して本校学校長に提出し、入学願書及び入学検定手数料（納入票）を取り下げ、志願変更証明書の交付を受け、新たに作成した入学願書にこれを添えて、変更先高等学校長に提出する。
なお、志願変更願に記入した変更先高等学校へ必ず出願手続をとらなければならない。
- (3) 県外からの出願者等で、志願変更に関する手続のうち、中学校長において処理されるべき事項について、志願変更期間内にその処理が困難な場合は、志願者において直接志願変更の手続ができるものとする。

5 出願及び志願変更等の期間

- (1) 入学願書受付期間

平成30年	2月15日(木)	2月16日(金)	2月19日(月)	2月20日(火)
受付時間	午前9時～午後4時			午前9時～午後3時

なお、郵送による出願を希望する者は簡易書留とし、あて先を明記した返信用封筒(82円切手貼付)を同封し、期間内に必着で出願する。

- (2) 志願者数公表 平成30年2月20日(火) 午後3時30分 本校において行う。
- (3) 志願変更期間（入学願書取下げ、変更出願）

平成30年	2月23日(金)	2月26日(月)	2月27日(火)
受付時間	午前9時～午後4時		午前9時～午後3時

6 学力検査

- (1) 実施日 平成30年3月6日(火)及び7日(水)
(2) 実施場所 本校
(3) 検査内容 1日目に国語、理科及び外国語(英語(「聞くことの検査」を含む。))の3教科、2日目に社会及び数学の2教科の学力検査(各教科100点満点)を次の日程により実施する。

平成30年3月6日(火)	9:00~9:50	10:10~11:00	11:20~12:10
	国語	理科	英語
平成30年3月7日(水)	9:00~9:50	10:10~11:00	
	社会	数学	

※両日とも午前8時30分までに検査場へ入室すること。

- (4) 携行品 受検票、上履き、筆記用具、定規、コンパス、鉛筆けずり、その他
(5) その他
- ・検査場には時計がないので、腕時計を持参してもよい。ただし、携帯電話等の通信機能を備えた機器、電卓付腕時計、辞書機能を備えた腕時計、アラームやベル機能を備えた時計等の検査場への持ち込みは禁止する。なお、時計の貸し出しはしない。
 - ・ゴミは、各自で持ち帰ること。
 - ・検査場の下見は平成30年3月5日(月)の午後1時から午後3時までとする。なお、上履きを持参すること。

7 合格者の発表

平成30年3月14日(水)正午、本校において、受検番号の掲示をもって行う。
個人宛の合格通知は行わない。また、電話での問い合わせには応じない。

なお、予備入学については、平成30年3月20日(火)に本校において行う。詳細については、別途連絡する。

8 県外からの出願

- (1) 県外からの出願者は、入学志願特別事情具申書を、平成30年1月5日(金)以降に、石川県教育委員会に提出して入学志願許可を受け、入学志願許可書を添えて入学願書受付期間内に、本校へ出願手続を終えなければならない。なお、この入学志願特別事情具申書には、中学校長の証明を受け、事由を証するに足る書類を添付しなければならない。
- (2) 転勤による県外からの一家転住等、やむを得ない事情により所定の期間内に出願手続ができなかった者については、石川県教育委員会において審査の上、特例として出願を認めることがある。この特例措置による出願をする場合は、関係書類を整え中学校長を経て石川県教育委員会に申請し、許可を受けた後、その入学志願許可書を添えて本校へ出願することができるものとする。その出願期間は、平成30年2月23日(金)から2月27日(火)午後3時までとする。ただし、土曜日及び日曜日は、受付をしない

9 備考

- (1) 一度提出された入学検定手数料及び入学志願に関する書類は、志願者が志願変更手続により入学願書の取下げを申し出た場合を除き、理由の有無にかかわらず返還しない。
(2) 出願後住所を変更した場合は、ただちに届け出ること。

以上